【主な特例】

※「法」･･･地方税法　　令和8年 10 月 31 日現在

根拠法令　※		特例対象資産	取得時期	特例率
条	項・号			
法第三四九条の三	第２項	ガス事業用資産	平成 29 年４月１日以降	最初の５年間 1/3 その後５年間 2/3
	第５項	内航船舶	－	1/2
法附則第十五条	第２項 第１号	公共の危害防止施設等(汚水又は廃液の処理施設)	令和６年４月　１日から 令和１０年３月 31 日まで	1/2
	第２項 第２号	公共の危害防止施設等（ゴミ処理）	令和６年４月　１日から 令和１０年３月 31 日まで	1/2
	第２項 第３号	公共の危害防止施設等（最終処分場）	令和６年４月　１日から 令和１０年３月 31 日まで	2/3
	第２項 第４号	公共の危害防止施設等　産業廃棄物処理施設	令和６年４月　１日から 令和１０年３月 31 日まで	1/3
	第 24 項 第１号	再生可能エネルギー発電設備 （太陽光（ペロブスカイト太陽電池)、水力(5 千 kw 未満)、地熱(1 千 kw 以上)、バイオマス（1 万 kw 未満)）	令和８年４月　１日から 令和 11 年３月 31 日まで	３年間 1/2
	第 24 項 第 2～4 号	再生可能エネルギー発電設備 （風力（関連法の認定をうけたもの等)、地熱（1 千 kw 未満)、水力（5 千 kw 以上）	令和８年４月　１日から 令和 11 年３月 31 日まで	３ 年間　設備の内容や出力規模等に応じ、3/5、2/3、3/4 のいずれか
	旧第 25 項 第 1～4 号	再生可能エネルギー発電設備 （太陽光（FIT・FIP 認定設備を除く)、風力、地熱、水力、バイオマス） ※出力規模等の要件あり	令和６年４月　１日から 令和8年３月 31 日まで	３ 年間　設備の内容や出力規模等に応じ、1/2、2/3、3/4、6/7 のいずれか
	第 33 項	農業協同組合等共同利用機械	令和２年４月　１日から 令和９年３月 31 日まで	３年間 1/2
	第 34 項	認定就農者	令和４年４月　１日から 令和 10 年３月 31 日まで	５年間 2/3
	第 42 項	先端設備等(機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備)	令和７年４月　１日から 令和９年３月 31 日まで	※上記「◆先端設備等にかかる課税標準の特例について」参照